

知っていますか？国民年金保険料の免除制度

保険料は毎月納めていただきますが、収入の減少や失業等により保険料を納めることが難しくなることもあります。

また、保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や、障害・死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

経済的な理由により、保険料を納めることができない場合は、保険料を「**全額免除**」または「**一部免除**」する制度があります。

* 免除の承認を受けた期間は、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に含まれます。

全額免除… 保険料の全額を免除

一部免除… 保険料の一部を免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）

● 免除が承認された場合の免除額と保険料

【令和7年度の月額保険料】

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
免除額	17,510 円	13,130 円	8,750 円	4,380 円
保険料	0 円	4,380 円※	8,760 円※	13,130 円※

※ 免除が承認された場合の保険料を納めていない期間は、未納扱いとなりますのでご注意ください。

免除を受けるための条件を確認してください

本人、配偶者および世帯主それぞれの前年所得※が、一定の金額以下であれば、申請者本人が免除を受けることができます。

※ 例：令和6年7月～令和7年6月の保険料は令和5年中の所得で、審査を行います。

申請をしてください

申請する場合は、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」（申請書は各窓口、日本年金機構ホームページにあります）を、お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口もしくはお近くの年金事務所にご提出ください（郵送も可能です）。

* 納付猶予…50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が猶予される制度のことです。

● マイナポータルを利用した電子申請

- ① マイナンバーカードをご準備いただき、マイナポータルへログインしてください。
- ② マイナポータルのトップ画面の「年金」を選択し、「国民年金保険料の免除」から希望する手続きを選択してください。
- ③ 案内に従い必要事項を入力して申請を行ってください。

手続きおよび申請方法はここから

マイナポータル 検索

<https://myna.go.jp>



電子申請の概要は日本年金機構ホームページをご覧ください。

国民年金 電子申請 検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html



申請できる期間を確認してください

免除の申請は、過去2年（申請月の2年1カ月前の月分）までさかのぼって申請することができます。例えば、令和6年7月に申請する場合は、令和4年6月までさかのぼって申請できます。

詳しくは、お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口もしくはお近くの年金事務所にご相談ください。

ご希望により、毎年の申請が不要になります

全額免除の承認を受けた方が、翌年度以降も引き続き、全額免除の承認を希望する場合には、申請が不要になります。

ただし、失業等を理由とした特例による免除承認であった場合には、翌年度も申請書の提出が必要です。

* 審査は、住民税の申告内容をもとに行いますので、所得の申告を忘れずに行ってください。

将来の年金受取額を増やすために

免除された国民年金保険料の「追納制度」があります

国民年金保険料の全額免除や一部免除の承認を受けた期間がある場合には、国民年金保険料を全額納付したときに比べ、下記のように将来受け取る老齢基礎年金が少なくなります。

【令和 7 年 4 月分からの年金額計算方法】※昭和 31 年 4 月 2 日以後生まれの方が受け取る場合の年金額となります。

$$831,700 \text{ 円}^{\ast} \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{全 額} \\ \text{納 付 済} \\ \text{月 数} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{全 額 免 除} \\ \text{月 数} \\ \times \\ \hline 4/8 \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline 4 \text{ 分 の } 1 \\ \text{納 付 月 数} \\ \times \\ \hline 5/8 \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{半 額} \\ \text{納 付 月 数} \\ \times \\ \hline 6/8 \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline 4 \text{ 分 の } 3 \\ \text{納 付 月 数} \\ \times \\ \hline 7/8 \\ \hline \end{array}}{40 \text{ 年 (加 入 可 能 年 数) } \times 12}$$

* 全額免除の承認期間が 2 年間ある場合、年金額は年額 20,000 円程度少なくなります。

* 平成 21 年 3 月以前の免除期間は、割合が異なります。

上記のような減額された年金受取額を補うために、国民年金保険料の「追納制度」があります。

「追納制度」とは、免除の承認を受けた期間の保険料について、10 年以内であれば、過去 10 年にさかのぼって納めることができるという制度です。

例えば、令和 6 年 7 月に追納する場合は、平成 26 年 7 月分以降の期間が追納できます。

追納した期間の保険料は「全額納付」として算定されます。

追納を行う場合は、お申し込みが必要です。詳しくは、年金事務所にご相談ください。

* 免除等の承認を受けた期間の翌年度から数えて 3 年度目以降に追納をする場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。

* 老齢基礎年金を受け取っている方は追納できません。

⚠ 付加年金・国民年金基金に加入している方はご注意ください

全額免除または一部免除が承認されると、付加年金および国民年金基金はご利用できません。また、付加年金および国民年金基金は、さかのぼっての加入ができません。

産前産後期間は国民年金保険料の納付は不要です！

- 届出により、出産予定日（または出産日）が属する月の前月から 4 か月間は、保険料が免除になります。免除された期間も保険料を納付したものと、将来の老齢基礎年金の年金額に反映されます。

※ 出産には妊娠 85 日以上の子の死産、流産、早産を含み、多胎の場合は免除期間が長くなります。

- すでに免除手続や納付をしても届出ができますので、必ず市（区）役所または町村役場の国民年金窓口へ届出してください。また、マイナポータルを利用した電子申請を行うことができます。（保険料を納付されている場合は後日お返しします。）

「免除」、「追納」および「産前産後免除」に関する詳しい内容は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索



日本年金機構
Japan Pension Service

2504 1016 023